

令和3年度

第1回 石狩市社会福祉審議会

日 時 令和3年8月6日(金)

午後2時00分開会

場 所 石狩市役所 5階 第1委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長・副会長選出
- 4 諮問書交付
- 5 審 議
 - ・前立腺がん検診の自己負担額について
- 6 答 申
- 7 報告案件
 - ・福祉施設使用料の改定について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

前立腺がん検診の自己負担額について

1 諮問の趣旨

現在、石狩市では、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的に、同指針に掲げる「胃がん検診」「子宮がん検診」「肺がん検診」「乳がん検診」「大腸がん検診」の5種類のがん検診を実施しています。

「前立腺がん検診」は、同指針に掲げられていないがん検診になりますが、男性の部位別罹患率の第1位となっていることから、既に全国1,737市区町村中、1,403市区町村が実施（実施率80.8%）している状況にあります。こうした背景から、石狩市においても市民に「前立腺がん検診」の受診機会を提供し、早期発見・早期治療に結び付けることを目的に、今年度から「前立腺がん検診」を新たに検診項目に追加し、市民の健康増進を図るものであります。

このため、石狩市が「前立腺がん検診」の自己負担額を設定するに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

出典：厚生労働省 令和2年度市区町村におけるがん検診の実施状況調査 全国集計

2 「前立腺がん検診」の対象者

年齢等	人 数
満50歳以上80歳未満の男性	11,949人

資料：石狩市人口構造統計（令和3年4月1日現在、外国人を含む）

「前立腺がん検診」は、同一人について年度毎に1回の受診とします。ただし、既に前立腺の疾患で治療中若しくは経過観察中の方は除きます。

3 石狩振興局管内の状況

自治体名	対象年齢	検診費用自己負担額
札幌市	50～69歳	500円
北広島市	40歳以上	600円
千歳市	50歳以上	1,000円

資料：前立腺がん検診を実施している3市

4 自己負担額の算出根拠について

新たに実施する「前立腺がん検診」については、本市と隣接する札幌市を参考に、市民の負担軽減を図り、多くの方が受診できる環境を整えるため、自己負担額を「500円」と設定いたしました。

なお、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方については、事前に自己負担額免除申請を行うことにより、他のがん検診と同様に「前立腺がん検診」の自己負担額についても免除（無料）となります。

■ 高齢者生きがい福祉施設使用料の改定について

1 市の使用料改定の基本的な考え方

本市における使用料及び手数料等については、時間の経過とともに施設の維持管理コストや利用者数の変化などにより本来設定すべき金額とのかい離が生じてくる可能性もあることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」において、定期的な料金見直しのサイクルを「概ね3年ごと」と定めています。

平成29年4月の前回改定時から5年が経過し、この間に消費税率の引き上げ等、維持管理コストが増加していることから、実態調査を踏まえた改定を行うこととしました。

施設使用料の改定にあたっては、原価計算方式によるコスト算定、行政負担と受益者負担の負担割合の明確化、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定、原則として現行料金の1.5～2倍（最大100%アップ）まで、定期的な料金見直しサイクルの確立（概ね3年ごと）という事項を基本としています。

2 使用料改定案

市の施設の使用料改定（案）のうち、高齢者支援課が所管する下記3施設の使用料改定（案）は以下のとおりです。いずれの施設も浴室の利用料金となっています。

（単位：円）

名 称	現行料金	改定案	最終案	改定率	考え方
花川北憩の家	100	200	150	50%	料金改定後14年が経過し、維持コストが増加していることから、高齢者開放同様、最大50%の値上げとする。
厚田憩の家	100	200	150	50%	
横町寿の家	100	200	150	50%	

3 実施時期

令和4年4月1日施行とする。

4 改定案の審議について

施設使用料改定案については、「石狩市使用料、手数料等審議会」へ諮問され、7月14日までパブリックコメントが実施されました。

7月29日開催された同審議会において、「高齢者の料金については、特段の配慮が必要と考え、急激な値上げによる利用者の負担を軽減し、最大50%の値上げとする。」旨の答申がなされ、この意見を踏まえ、それぞれの利用料を150円とする最終案を提示する予定です。

5 参考（高齢者生きがい福祉施設の状況）

【憩の家】

名 称	住 所	電話番号
花川北憩の家	花川北6条1丁目41番地1りんくる内	72-8181
厚田憩の家	厚田区厚田6番地29	78-2852

開館時間：月曜日から土曜日 9：00～17：00

入 浴：月曜日から土曜日 10：00～15：00

（厚田については、木曜日の10：00～14：00のみ）

休 館 日：日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）、12月29日～1月3日

利 用 料：100円

【寿の家】

名 称	住 所	電話番号
横町寿の家	横町46番地	62-4372

開館時間：月曜日から土曜日 9：00～17：00

入 浴：月・水・金曜日の11：00～15：00

休 館 日：日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）、12月29日～1月3日

利 用 料：100円

望来寿の家については6月から当面の間休館

石狩市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 石狩市における社会福祉の推進を図るため、石狩市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉に係る計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉諸事業の推進に関すること。
- (3) その他社会福祉の推進のため、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

- (1) 社会福祉に関する事業等に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が公募した者

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案の関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

石狩市社会福祉審議会委員名簿

区 分	所 属	役 職 等	氏 名
社会福祉に関する事業等に 従事する者	社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会	会 長	北 原 益 二 郎
	社会福祉法人はるにれの里	理 事	菊 池 道 雄
学識経験者	北海道文教大学人間科学部	教 授	鈴 木 幸 雄
	藤女子大学人間生活学部	教 授	若 狭 重 克
	旭川大学保健福祉学部	元教授	白 戸 一 秀
	北海道科学大学保健医療学部	教 授	松 原 三 智 子
一般公募	一般市民		長 原 徳 治
	一般市民		小 佐 野 佳 栄

任期：令和2年4月1日～平成4年3月31日